（別紙）

|  |
| --- |
| 補助の対象とならない事業  　(1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に  　　軽減する事業  　(2) 従来の事業をそのまま継続する事業  　(3) 国の負担金又は補助金制度が設けられている事業  　(4) 他の団体等の補助対象となった事業  　(5) 施設整備を目的とする事業（土地や建物の買収、土地の整地  　　宿舎の設置等を含む。）  　(6) 下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を  　　目的とする事業  　(7) 政治的宣伝意図を有する事業  　(8) 営利を目的とする事業  　(9) 学術的な調査研究事業  　(10) 公序良俗に反するおそれがある等により、知事が不適切と認  　 める事業 |